

ひらつかがつながる 店舗 ONE TEAM

キャンペーン

～ 実施要領 ～

申込期間 令和5年8月10日（木）まで
実施期間 令和5年10月1日（日）から令和5年10月31日（火）まで
問い合わせ先 スターライトについて：ひらつか☆スターライト運営事務局
☎0570-06-0505 平日 10時から 19時まで
キャンペーンについて：平塚市役所産業振興課
☎0463-21-9758 平日 8時半から 17時まで

＼ 私たちの絆で地域経済活性化を ／



目次

目次・用語の整理	p. 1
1. 概要	p. 2～4
2. 実施までのながれ	p. 5
3. 参加申し込み	p. 6
4. 審査	p. 6～7
5. 決定	p. 7
6. 独自の紙クーポン券【※重要※】	p. 7～8
7. 遵守事項	p. 8
8. 想定質問とその回答	p. 9～11
9. キャンペーン期間の PR について	p. 12

用語の整理

【ひらつか☆スターライトマネー（以下「マネー」）】

平塚市独自のキャッシュレス決済アプリで利用可能な電子マネー類似機能

【販売店】

マネーを現金と引き換えにチャージできる店舗

【販売手数料】

マネーのチャージを実施した販売店に対して支払われる手数料（通常 2.5%）

【加盟店】

マネーを買い物等で利用できる店舗

【独自の紙クーポン券】

マネーをチャージしたユーザーに対して販売店が引き渡す紙クーポンで、登録したグループ内の店舗でのみ使用が可能な独自作成のもの

1. 概要

(1) 概要

本キャンペーンでは、市内の複数店舗（スターライトの加盟店や店舗の規模に限らない）が主体的にグループを組み、そのグループ間でのみ利用できる独自の紙クーポン券を発行する販売店の販売店手数料を一時的に引き上げます。

これにより、店舗間の結びつきを強めるだけでなく、市内で取組みが実施されることで『地域経済の活性化』や『消費喚起の効果を広く波及させる』ことを目的とします。

なお、キャンペーンに参加するには事前に参加申込書の提出が必要です。

また、キャンペーン期間前の実施は引き上げ対象外となりますのでご注意ください。

販売店（申請グループに属する独自の紙クーポン券を発行する販売店）の販売手数料

グループ構成	販売手数料	
	通常	キャンペーン
中小店舗のみ	2.5%	10%
大型店舗・中小店舗 混在 (販売店が中小店舗)	2.5%	10%
大型店舗・中小店舗 混在 (販売店が大型店舗)	0%	5%
大型店舗のみ	0%	2.5%

大型店舗の取扱いは、平塚商工会議所ホームページの大型小売店舗情報からご確認ください。



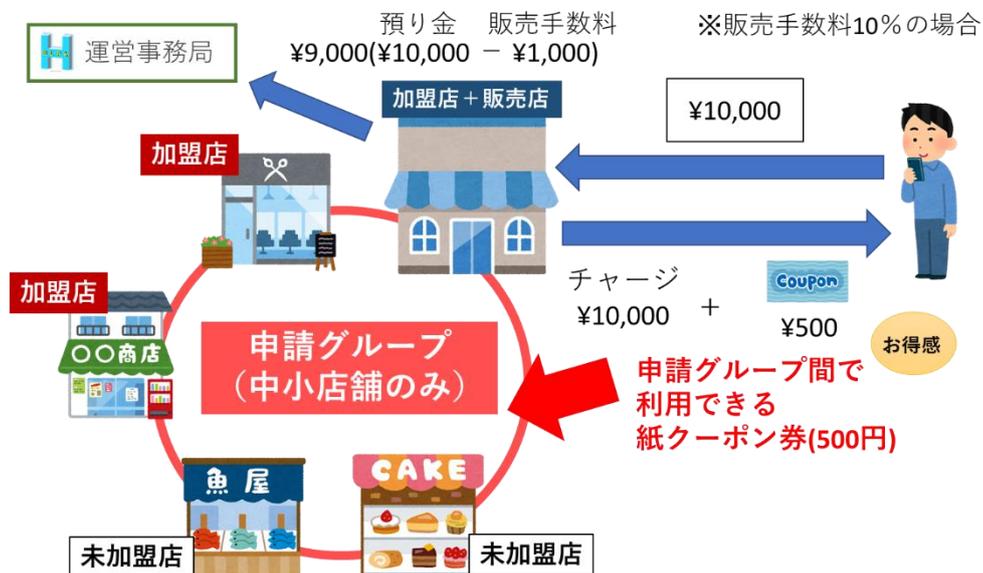
平塚商工会議所ホームページ - 大型小売店舗情報

<https://hiratuka-cci.or.jp/other/oogata/>

- (2) 参加申込ができるグループ条件（すべてに該当する必要があります）
- (ア) 所属するすべての店舗が平塚市内に事業所を有する個人又は法人で、かつ、次のいずれにも該当していない
- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業を営む者のうち、同条第4項を除く者
 - ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に係る者
 - ③業務の内容が、公序良俗に反する営業を行う者
 - ④その他市長が不相当と認める者（上記に準ずる内容を想定）
- (イ) 販売店を含む3店舗以上で構成されている
- (ウ) 異なる2業種以上で構成されている
(例：小売業のみで構成→×、小売業と飲食サービス業の2業種で構成→○)
- (エ) 参加申込時の申請者は販売店に限る
- (オ) 販売店は、申請するグループ以外に属することは不可とする
- (カ) 独自の紙クーポン券の発行や管理、換金作業など発生するすべての作業をグループの責任において適切に実施できる
- (キ) アプリのお知らせ機能等を使って情報発信に取り組むことができる
- (ク) キャンペーンで発行した独自の紙クーポン券の使用状況を事務局に報告する

(3) 実施のイメージ

(例) 1万円チャージで、申請グループ間で利用できる500円券プレゼント



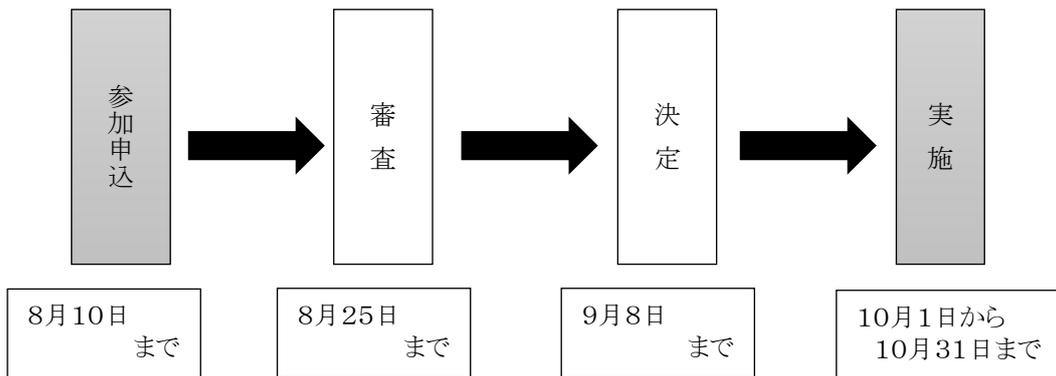
🔗キャンペーンに参加することの利点

- ◇ 店舗同士の「絆」を強化
- ◇ 利用者が「はじめての店舗と出会う」機会を創出
- ◇ お知らせ配信も協力して取り組むことで「店舗の魅力再発見・発信力向上」につながる

キャンペーン後には
実際にどのような効果があったかを
ご報告します😊♪

2. 実施までのながれ

- ... グループ
- ... ひらつか☆スターライト運営事務局又は平塚市（産業振興課）



販売店を含む3店舗以上、且つ、異なる2業種以上のグループであれば参加申込が可能です。例えば、各商店街や仕入れで繋がりのある店舗、または近隣店舗などグループの構成は自由です。

グループの例



3. 参加申し込み

(1) 申込期間

令和5年8月10日（木）まで

(2) 申込方法

事業者向けホームページのマニュアルにある参加申込書に必要事項を記入の上、スターライト運営事務局まで下記の電子メールまたはFAXでお申し込みください。



事業者向けホームページ

<https://hiratsuka-shop.yomsubi.com/>



マニュアル掲載ページ

<https://hiratsuka-shop.yomsubi.com/manual/>

電子メール

宛先 hiratsuka@felicapocketmk.co.jp

件名 店舗 ONE TEAM キャンペーン

FAX

電話番号 0463-35-8125

(3) 留意事項

余裕を持ったキャンペーン予算を確保していますが、万が一、想定を大きく上回る反響等により予算に達した場合は、終了日を前倒しすることがあります。

※このような事態が見込まれる場合、早期に申請者（販売店）に情報を提供します。

4. 審査

(1) 審査期間

令和5年8月25日（金）まで

(2) 審査方法

期日までに提出された申込書の審査を行います。

- ①グループの構成に関すること
- ②独自の紙クーポン券に関すること
- ③遵守事項に関すること
- ④その他（必要時に）

5. 決定

(1) 決定期間

令和5年9月8日（金）まで

申請者である販売店に決定通知書をお送りします。

6. 独自の紙クーポン券【※重要※】

(1) 独自の紙クーポン券に記載が必要な内容

- ①発行日
- ②有効期限（発行日から6か月以内であること）
- ③使用可能な店舗名（店舗数が多い等を理由として記載が困難な場合は、別途チラシやリーフレット配布するなど、利用者が分かるように周知すること）

(2) 独自の紙クーポン券の額面は、下記のとおりとしてください。

グループ構成	中小店舗のみ	大・中小店舗混在 販売店が中小店舗	大・中小店舗混在 販売店が大型店舗	大型店舗のみ
販売手数料	10%	10%	5%	2.5%
独自の紙クーポン券額面	<u>チャージ額の5%相当以上</u>			<u>チャージ額の2.5%相当以上</u>
例	1万円チャージ ➡500円相当以上の独自の紙クーポン券発行			1万円チャージ ➡250円相当以上の独自の紙クーポン券発行

(3) 使用可能範囲

次に掲げるものは、独自の紙クーポン券の使用対象外としてください。

(スターライトが使用できないものと同一基準です)

また、利用者の混乱や誤解を生むことが予見される場合は、使用対象外であることを独自の紙クーポン券に記載し、利用者が分かるように周知をお願いします。

- ・たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこの購入
- ・事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ・出資や債務の支払い（税金、保険料、振込手数料など）
- ・現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・金、プラチナ、銀、有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・商品券の交換または売買
- ・土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産や資産性の高いもの（自動車）に関わる支払い
- ・風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業のうち、同条第 4 項を除くものに係る支払い
- ・特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・国や地方公共団体への支払い（公営ギャンブル含む）

7. 遵守事項

次のすべてを遵守してください。

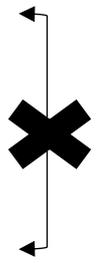
守られていない場合はキャンペーン（販売手数料率の引き上げ）の対象外とさせていただきます。

- (1) 冒頭記載のキャンペーンの趣旨を踏まえた取り組みをしてください。
- (2) グループ内にキャンペーンへの参加継続ができなくなった店舗が生じた場合は、スターライト運営事務局又は平塚市産業振興課までただちにご連絡ください。
- (3) キャンペーン中は可能な限り利用者への事業周知に努めてください。
- (4) 独自の紙クーポン券の偽造や不正利用の防止に努めるとともに、利用者の誤解や混乱を生むことがないようにしてください。

8. 想定質問とその回答

No	質問	回答
1	この機会に加盟店になることはできますか？	<p>加盟店は随時募集しています。詳細は事業者向けホームページをご覧ください。</p>  <p>事業者向けホームページ https://hiratsuka-shop.yomsubi.com/</p>
2	この機会に販売店になることはできますか？	<p>次の前提を満たしている場合は販売店になることも可能です。こちらの事業者向けホームページからお申し出ください。</p>  <p>販売店申込フォーム https://forms.gle/41wSaJ1UEVS7vzEE8</p> <p>申込期間 令和5年8月10日（木）まで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加盟店であること（申請中も可） ・市税の滞納がないこと ・商工会議所の会員であること ・チャージ用端末（スマートフォン等）を独自に用意できること ・キャンペーン終了後も販売店を継続できること
3	グループを作るにあたり、お店の規模は制限ありますか？	<p>グループを作る際のお店の規模に制限はありません。</p> <p>ただし、販売手数料はお店の規模により異なるためご注意ください。</p>

4	独自の紙クーポン券の有効期限はいつまでとすればよいですか？	発行日から6か月以内としてください。
5	独自の紙クーポン券にどのような文言の記載が必要ですか？	<p>下記①～③は必ずご記載ください。 ただし、③のみは店舗数が多い等を理由として記載が困難な場合は、別途チラシやリーフレット配布するなど、利用者が分かるように周知がされていけば問題ありません。</p> <p>①発行日 ②有効期限（発行日から6か月以内であること） ③使用可能な店舗名（別途対応可能）</p> <p>これ以外でグループ内にて相談した内容を記載しても問題ありません。</p>
6	独自の紙クーポン券の利用時の注意はありますか？	<p>消費喚起のため、独自の紙クーポン券の額面以上の買い物時での利用となるようにしてください。 (例) 500円の紙クーポン券の場合、500円の買い物から利用可能</p> <p>グループ内で共有するとともに、チャージした方にも配布時にご案内ください。</p>
7	独自の紙クーポン券は、実施要領6にある(1)から(3)の事項を満たしていれば、クーポンの額面を分割してもよいですか？	<p>分割していただいても構いません。 (例) 1万円チャージの場合 「500円の紙クーポン券1枚」や「100円の紙クーポン券5枚」など</p>
8	グループ内で販売店が複数ある時、すべての販売店の販売手数料が引き上げとなるのですか？	<p><u>独自の紙クーポン券を発行する販売店のみ</u>が引き上げの対象です。 発行する販売店は、必ず申込時にお申し出ください。</p>

9	複数グループに所属することはできますか？	<p>販売店以外は可能です。 販売店としての所属は1グループ限りとします。</p> <p>(例)</p> <p>グループ①</p> <table border="1" data-bbox="715 459 1037 600"> <tr><td>販売店</td></tr> <tr><td>加盟店</td></tr> <tr><td>加盟店</td></tr> </table> <p>グループ②</p> <table border="1" data-bbox="715 696 1037 837"> <tr><td>販売店</td></tr> <tr><td>加盟店</td></tr> <tr><td>加盟店</td></tr> </table> <div data-bbox="1077 465 1347 965" style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  <p>自店舗が、 販売店として所 属できるのは <u>1グループのみ</u></p> </div>	販売店	加盟店	加盟店	販売店	加盟店	加盟店			
販売店											
加盟店											
加盟店											
販売店											
加盟店											
加盟店											
10	グループ構成の例を教えてください。	<p>主なグループ構成の例</p> <p><u>すべて異なる2業種以上・3店舗以上から</u> 販売手数料</p> <p>中小店舗のみ ➔ 10%</p> <p>大型・中小（販売店）店舗混在 ➔ 10%</p> <p>大型（販売店）・中小店舗混在 ➔ 5%</p> <p>大型店舗のみ ➔ 2.5%</p> <p>グループ①</p> <table border="1" data-bbox="715 1368 1042 1556"> <tr><td>販売店</td></tr> <tr><td>販売店</td></tr> <tr><td>加盟店</td></tr> <tr><td>未加盟店</td></tr> </table> <p>グループ②</p> <table border="1" data-bbox="715 1608 1042 1843"> <tr><td>大型・販売店</td></tr> <tr><td>販売店</td></tr> <tr><td>販売店</td></tr> <tr><td>加盟店</td></tr> <tr><td>未加盟店</td></tr> </table> <p>※独自の紙クーポン券を発行していない販売店は現状の販売手数料のままです 必ず参加申込書に発行の有無をご入力ください。</p>	販売店	販売店	加盟店	未加盟店	大型・販売店	販売店	販売店	加盟店	未加盟店
販売店											
販売店											
加盟店											
未加盟店											
大型・販売店											
販売店											
販売店											
加盟店											
未加盟店											

9. キャンペーン期間の PR について

各グループの取組み内容は、アプリや市ウェブページ、その他 SNS などでも紹介を予定しています。

また、各グループの店舗が『#ひらつか ONETEAM』のハッシュタグをつけて Twitter で PR する場合は、平塚市産業振興部アカウント (@HiratsukaKeizai) でも紹介予定です。